

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人子どもソーシャルワークセンターつばさ（以下、「当法人」という。）の法人役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(意義)

第2条 この規定における役員報酬とは、当法人が常勤役員に対し、その役務の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第3条 本規程の改廃は理事会の議決による。

(役員報酬の決定方法)

第4条 役員の月額報酬は、理事会で決定する。ただし、役員一人当たり年額 100 万円を上限とする。

(計算期間ならびに支給日)

第5条 月額報酬の支給計算の期間は、毎月1日より起算し、毎月月末に締め切る。
2 翌月25日に支払う。ただし、支給日が休日の場合は、その翌日とする。

(控除金)

第6条 月額報酬からは、源泉所得、住民税、社会保険料等を控除するものとする。

(補則)

第7条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年8月9日一部改訂（令和3年度 第 回理事会 可決）